

経営方針

経営理念

福岡県内を営業地盤に「中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」ことを経営理念に掲げ、地域の皆さまに親しまれ、信頼される銀行を目指して、「ハート・ツー・ハート」の業務活動を展開し、金融サービスの充実と健全経営、地域社会への貢献に努めております。

中期経営計画（平成21年4月から平成24年3月まで）

I. 基本方針

1. 地域密着型金融の推進
2. 経営体質の強化
3. 人材の育成と活性化

II. 主要施策

1. 地域密着型金融の推進と確固たる営業基盤の拡充
2. ガバナンス態勢の強化
3. 収益力の強化
4. 人材の育成と活性化

行 是

われわれは自助の精神に徹し、自らを育て、銀行を育て、地域になくてはならない福岡中央銀行にしよう。

行 訓

われわれは常に福岡中央銀行の代表である。
地元に親しまれ信頼される銀行員となり、中小企業専門金融機関としての使命に邁進する。

1 まず自らを育てよう

常に目標を持ち、不断の努力によって自己の成長をはかり、銀行になくてはならない人となろう。

1 信頼される仕事をしよう

仕事に全力を傾け、業務に習熟し、信頼される確実な仕事を成し遂げよう。

1 銀行と共に前進しよう

銀行は生活の基盤である。敬愛と協調のもと、みんなの創意と行動を結集して銀行の発展をはかり、銀行と共に栄えよう。

1 顧客に満足を与えよう

より正しく、より早く、より親切に、常に顧客の身になって考えよう。顧客の満足は最高の信用である。

1 勇気ある開拓者となろう

常に創意工夫をはかり、積極進取、勇気ある開拓者となろう。断じて傍観者であってはならない。

事業の概況

金融経済環境

平成22年度のわが国の経済は、海外経済の改善により輸出が増加し、企業収益や企業の景況感が改善するなか、設備投資も持ち直しに転じるなど緩やかに回復しました。ただ、年度後半は海外経済の減速に伴う輸出の低迷や、耐久消費財購入支援策の終了・縮小が内需の足を引っ張るなど改善の動きに一服感が見られました。なお、先行きにつきましては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、当面、生産活動の低下が見込まれるほか、企業や家計のマインドの悪化も懸念されます。

金融情勢につきましては、日本銀行は、平成22年10月に政策金利である無担保コール翌日物金利の誘導目標を0.1%から0%~0.1%に引下げ、4年ぶりにゼロ金利を容認する追加金融緩和を決定するなど、きわめて緩和的な金融環境を維持しております。

平成23年3月期の業績

このような金融経済環境のもと、役職員一同、業績の向上と経営体質の強化に努めてまいりました結果、業容面では、預金および譲渡性預金は前年同期比78億6百万円増加し、3月末残高は4,218億43百万円となりました。貸出金は前年同期比110億76百万円増加し、3月末残高は3,369億円となりました。有価証券は前年同期比90億57百万円増加し、3月末残高は956億82百万円となりました。

損益面では、経常利益は前年同期比3億12百万円増加して8億50百万円となりました。また、当期純利益につきましては前年同期比2億8百万円増加して4億67百万円となりました。

営業面では、公共債、証券投資信託および保険の預り資産残高は、平成23年3月末で275億円となっております。

店舗関係では、平成22年4月に門司支店、平成22年11月に直方支店が、老朽化に伴う店舗建替えによりそれぞれ新店舗で営業を開始しております。

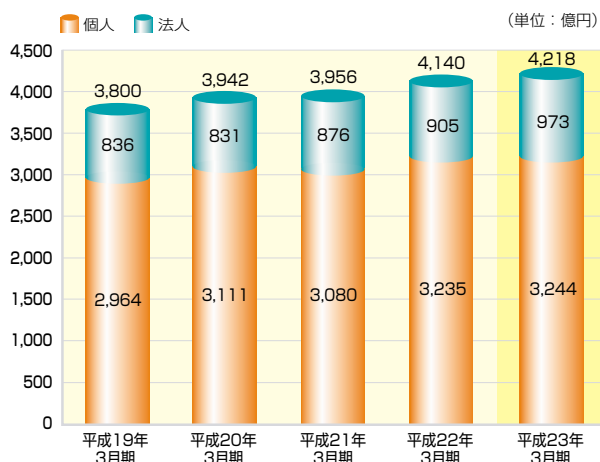
対処すべき課題

今回の地震に伴う金融・資本市場の混乱や生産力の低下・消費の減退等がわが国経済に与える影響は計り知れないものがあり、当行の事業性貸出金の大半を占める県内中小・零細企業も少なからずこの影響を受け厳しい状況になる事が懸念されます。

このような環境のもとではありますが、当行は経営理念である「福岡県内を営業地盤に、中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」を念頭において、金融円滑化への取組みをさらに強化し地域密着型金融の推進を図ってまいります。

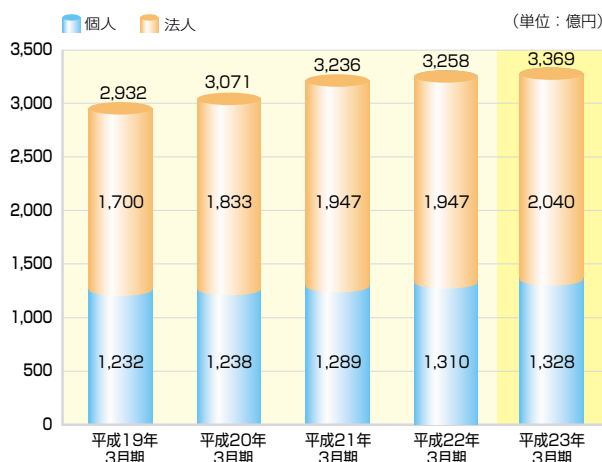
■ 預金残高（譲渡性預金を含む）

預金残高は、前年同期比で**78億円増加**して4,218億円となりました。



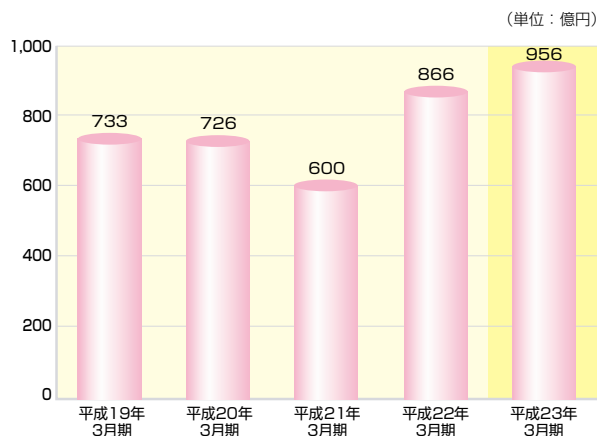
■ 貸出金残高

貸出金残高は、地元中小企業および個人のお取引先の資金需要にお応えした結果、前年同期比で**111億円増加**して3,369億円となりました。



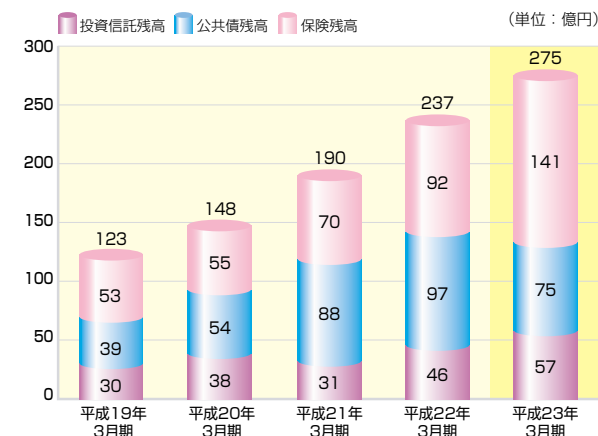
有価証券残高

有価証券残高は、956億円となりました。



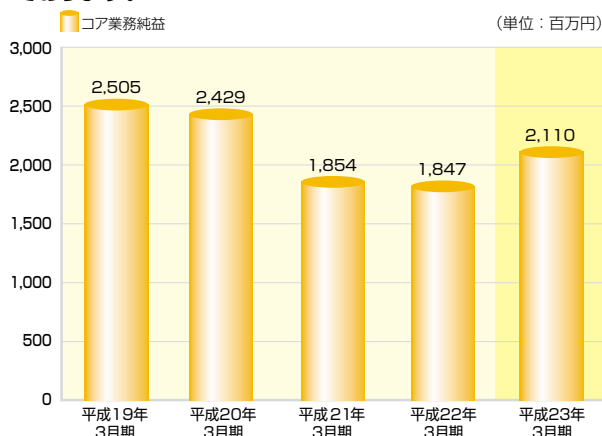
預かり資産等残高

預かり資産等残高は、前年同期比で38億円増加して275億円となりました。



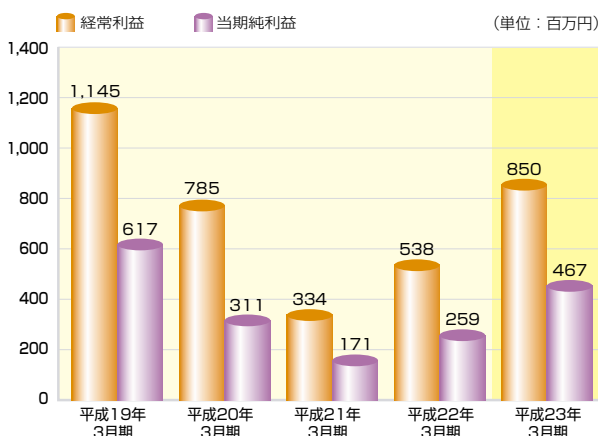
コア業務純益・経常利益・当期純利益

コア業務純益は、前年同期比で2億63百万円増加して21億10百万円となりました。経常利益は、前年同期比で3億12百万円増加して8億50百万円、当期純利益は、前年同期比で2億8百万円増加して4億67百万円となりました。当行は昭和26年創立以来60年間黒字決算を続けております。



用語解説

1. コア業務純益とは 預金や貸出金、為替業務などであげた利益(業務純益)から一時的な変動要因を除いた、銀行の本来業務での利益です。
2. 経常利益とは 銀行が本業を含めて普段行っている継続的な活動から得られる利益です。
3. 当期純利益とは 経常利益に特別損益と税金等を加減算した最終的な利益です。



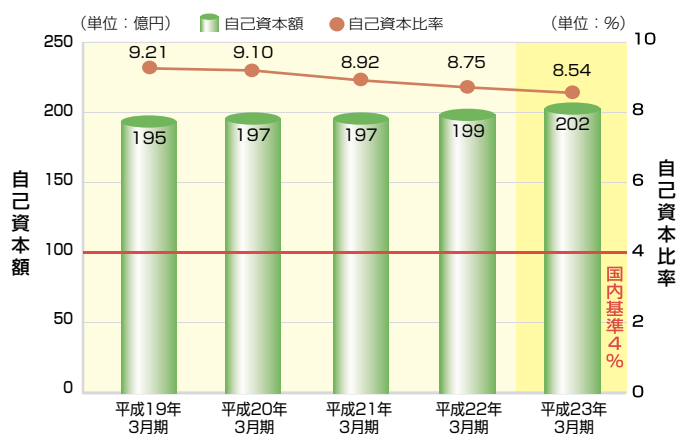
自己資本額・自己資本比率

銀行の安全性・健全性を示す最も代表的な指標が自己資本比率です。

自己資本比率は国内のみで営業している銀行は国内基準の4%以上、海外に拠点を持つ銀行は国際統一基準の8%以上を保つ必要があり、当行は国内基準4%以上の自己資本比率の確保が求められております。

当行の自己資本比率は8.54%と国内基準の2倍以上あり、劣後ローン等の負債性調達手段に頼ることなく高い安全性を維持しております。

今後も収益力を高め内部留保を積み上げることで、自己資本の充実を図ってまいります。



当行の考え方

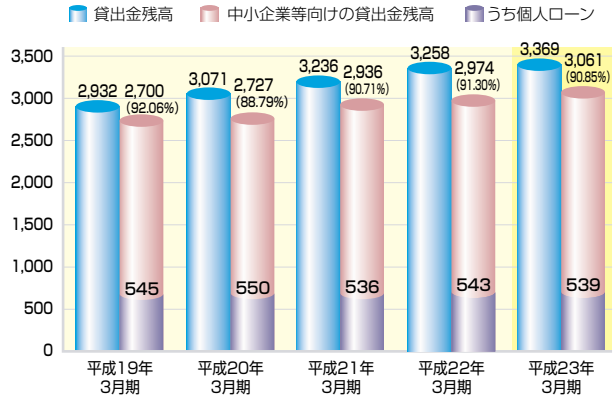
貸出の基本理念について

福岡県内の個人・中小企業の皆さまへの貸出を基本としております。

当行は、“地元で親しまれ、信頼される銀行”を目指して、地域の皆さまの資金需要に対して積極的に取り組んでまいりました。特に、地元中小企業および個人の皆さまの資金需要に最大限お応えした結果、平成23年3月末における貸出金のうち、中小企業等向け貸出金割合は90.85%、貸出先件数割合は99.83%に達しております。

今後とも引き続き地域金融機関として個人・中小企業の皆さまの健全な資金需要に対して的確にお応えし、地域社会の発展に貢献していきたいと考えております。

貸出金残高および中小企業等向け貸出金残高の推移
(%は貸出金に占める中小企業等向け貸出金の割合) (単位：億円)



不良債権について

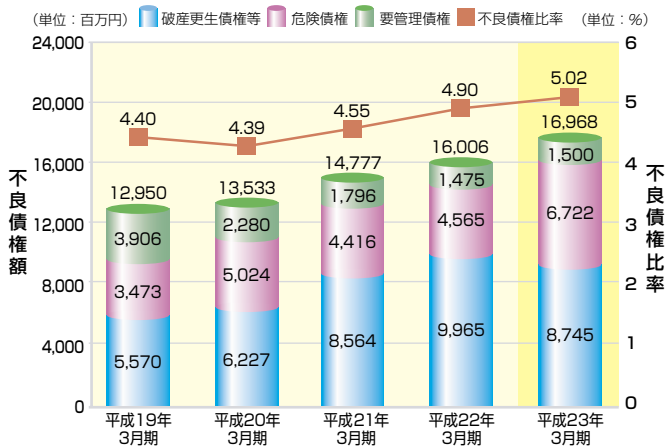
厳格な資産査定と適切な保全・引当で、資産の健全性維持に努めております。

平成23年3月期の金融再生法開示基準による当行の不良債権額は169億68百万円、不良債権比率は5.02%となりました。

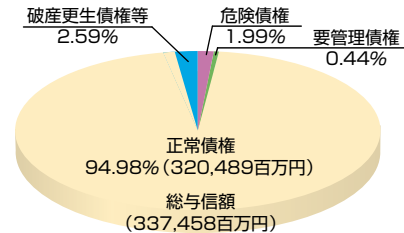
当行は、堅実経営をモットーに信用リスクの管理強化に努め、また「金融検査マニュアル」で示された、資産査定、引当基準の考え方を踏まえ、自己責任に基づき、かつ外部監査人との合意のもと、十分な貸倒引当金の繰入を実施しております。不良債権に対しての担保や貸倒引当金による保全率は93.79%で、残りの部分に対しても自己資本での対応が十分可能です。

今後も皆さま方の資金需要にお応えしながらも、審査、リスク管理を徹底しながら、資産の健全性維持に努めてまいります。

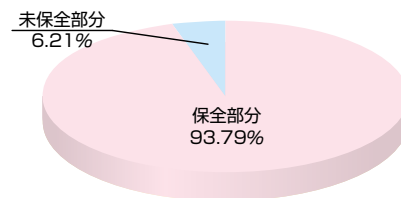
不良債権額および不良債権比率の推移



金融再生法開示債権の状況（平成23年3月期）



金融再生法開示債権の保全状況（平成23年3月期）



金融再生法開示債権の保全内訳

(単位：百万円)

平成23年3月31日	破産更生債権等	危険債権	要管理債権	合 計
開 示 債 権 額(A)	8,745	6,722	1,500	16,968
対象債権に対する貸倒引当金(B)	1,174	622	398	2,195
担保・保証等による保全額(C)	7,571	5,833	314	13,719
保 全 額(D)=(B)+(C)	8,745	6,456	713	15,915
開示額に対する保全率(D)÷(A)	100.00%	96.03%	47.53%	93.79%

用語解説

- 破産更生債権等（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）とは
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権とは
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権とは
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
- 正常債権とは
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

当行は、コーポレート・ガバナンスの重要性が増すなかで地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを柱とした企業倫理を構築することを基本方針として、経営の意思決定の迅速化、責任体制の明確化、取締役会の監督機能強化等に取り組んでおります。

会社の機関の内容

1. 当行は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名については、会社法第2条第16号および会社法第335条第3項に定める社外監査役（非常勤）であり、監査の透明性・実効性を高めております。常勤監査役1名につきましては、取締役会その他重要な会議等に参加し、必要に応じて意見を述べております。
2. 取締役会や監査役（会）が、株主に対する責務を十分に発揮できるよう、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務を履行し、違法行為や社会通念上不適切な行為等を阻止するため、監査役による、また取締役相互の監視体制の整備にも努めております。

＜取締役会＞

取締役会では、取締役会規定に基づき、経営に関する重要な事項等を決定するとともに、業務の執行状況について監督を行っております。また取締役会には、社外監査役3名を含む監査役4名が出席し必要があると認められた場合には、意見を述べております。なお、当行の取締役は10名であります。

＜常務会＞

常務会は、取締役頭取、専務取締役、常務取締役をもって構成し、取締役会が定める方針に基づき、業務執行に関する重要な事項について決定または協議する役割を担っております。

＜監査役会＞

監査役会は、社外監査役を含む監査役全員で構成されており、法令、定款、監査役会規定等に基づき運営され、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決議を行っております。

また、監査役の機能強化のため、監査役4名のうち社外監査役を3名とする体制とし、監査役監査の一層の充実・強化に努めております。

3. 当行における経営の意思決定プロセスについては、取締役会や常務会および職務権限基準等の行内諸規定に基づき意思決定を行う体制としております。また、弁護士や税理士と顧問契約を締結し、必要に応じて助言等を受けております。

内部統制システムの整備の状況

当行は、会社法施行により求められた内部統制に関する基本方針を以下のとおり取締役会で決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実・強化および適切な体制の確保に努めることとしております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款および当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度および顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。
市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断および被害防止のための体制整備に努める。
財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取り締役に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
行内規定に基づく職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査役の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。
7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途)設けると共に代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

内部監査および監査役監査の状況

＜内部監査＞

当行では独立した内部監査部門である監査部が業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性や有効性を検証し、その状況を取締役会等へ報告しております。

また、内部監査部門と外部監査部門、監査役および内部統制部門との連携を強化し、内部管理態勢の充実を図っております。

＜監査役監査＞

監査役は、監査部や会計監査人、内部統制部門と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

監査役は、毎月開催される取締役会等において、監査部が行う内部監査の実施状況の報告を定期的に受けるとともに、内部監査部門と随時意見・情報交換を行っております。さらに、監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途)設けると共に代表取締役、会計監査人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催することとしております。また、監査役・監査部と会計監査人および内部統制部門においても、必要に応じて意見・情報交換を行っております。

このように、当行の内部監査部門、監査役、会計監査人および内部統制部門は密接な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

当行は従来から、より地元で親しまれ信頼される銀行を目指してきました。そのためにもコンプライアンス態勢の定着を経営上の最重要課題として位置づけ、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則した業務処理がなされているかをチェックする体制を整備すると共に、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。また、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングすると共に、「コンプライアンス・ガイドブック」に基づく職場研修や啓蒙活動等を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

リスク管理の体制

金融の自由化・国際化・規制緩和の急激な進展にともない、金融機関が直面するリスクは一段と複雑化・多様化しております。

このような環境の中で当行は、取締役会を頂点としたリスク管理体制を構築しております。

リスクに適切に対応できる体制を一層充実させるため、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」と、その下部組織として関係各部からなる委員会、作業部会を設置してリスク管理の徹底と経営の健全性の維持向上に努めております。

また、非常事態対策マニュアルを策定して、不測の事態に備えております。

〈市場関連・流動性リスク〉

各種市場関連リスク管理体制として、「リスク管理委員会」の下部組織であるALM(資産・負債総合管理)委員会および作業部会を設置し、月1回の委員会開催を通してリスク管理の徹底を図っております。

金利リスク対策として、調達面では金利予測に応じて期間など調達構造の均質化を図り、運用面では市場金利の変動にともない貸出金利を変化させることができるよう短期プライムレート連動型長期貸出金利を導入しています。

また、国際証券部において常時運用資産の点検に取組み、安定的な収益確保を目指すと共に運用と調達の資金ポジションの適切な管理を行うことにより、資金繰りについて常に把握し、流動性リスクを考慮した業務運営を行っております。

〈事務リスク・システムリスク〉

事務・システムリスク管理体制として事務部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・強化を図っております。

事務リスク対策として、監査部による総合監査のほかに部分監査を併用して営業店監査を行うほか、事務部事務指導役による臨店指導や自己責任原則に基づく営業店自身による毎月の自店検査を実施するなど、事故の未然防止に取り組んでおります。さらに、事務規定の充実を図り研修等を通して営業店事務水準の向上に努めております。

システムリスクにつきましては、当行のオンラインセンターであるシステムバンキング九州共同センターと共に、元帳の二重化、大規模災害時に備えたバックアップセンターの設置など、非常事態対策も講じております。

〈信用リスク〉

信用リスク管理体制として融資統括部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・強化を図っております。

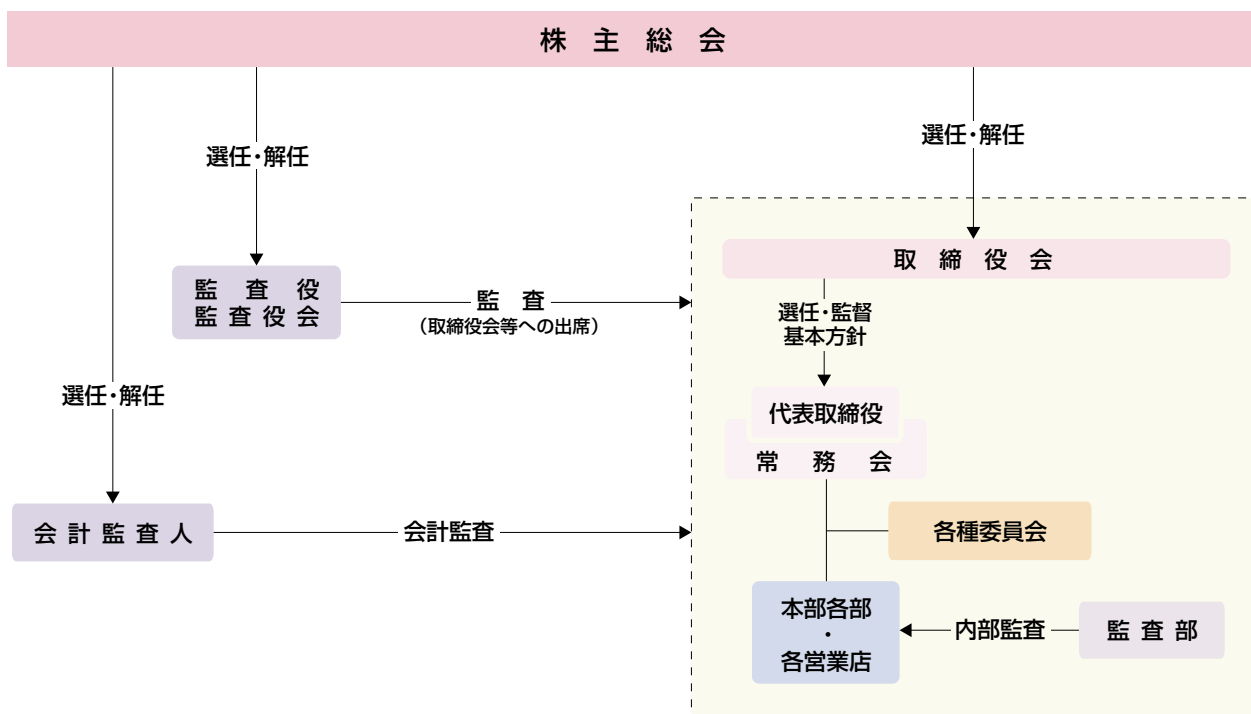
当行では銀行の重要な資産である貸出金の健全性を堅持し、厳格な信用リスク管理の維持を図るため従来より審査部門と推進部門を分離し、審査の独立性・客観性を確立させることにより個別案件ごとに厳正な審査を行っております。

さらに、各種信用情報や“カスター”による企業の経営分析と“アラーム管理システム”による倒産の事前チェックなどを行い、不良債権発生防止に努めると共に信用格付の導入や信用リスクの計量化(与信先の債務不履行等で債権が回収不能になる可能性を数値化して把握すること)にも取組み、より高度な融資運営を目指しております。

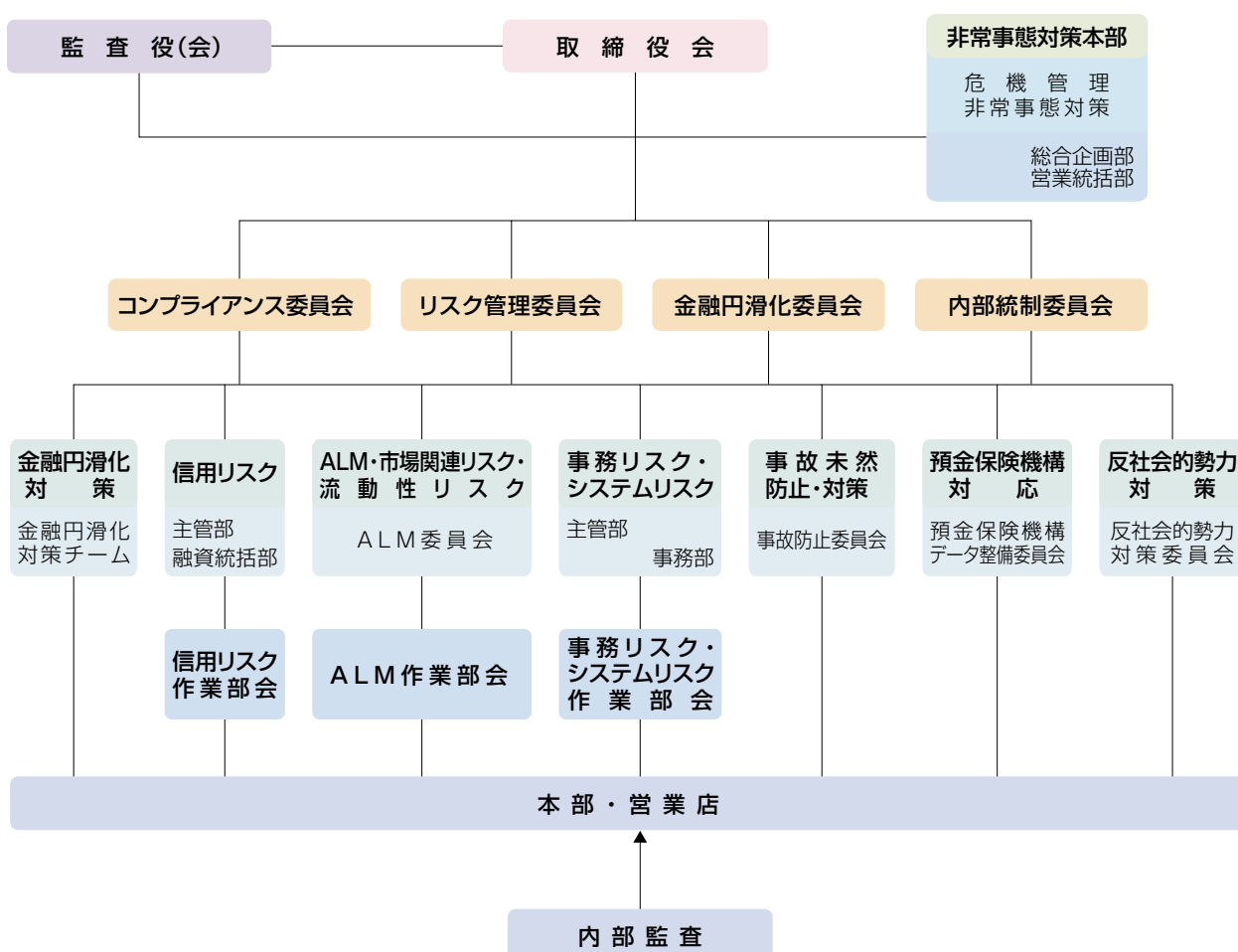
また、自己査定につきましては、金融庁が公表した「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」を踏まえて、自己責任原則に基づきかつ外部監査人との合意のもと制定した自己査定基準に従って厳格に実施しております。

- ・「市場の変動に伴って資産、負債等の価値が減少するリスク」を市場リスク、「金融機関に対する信用低下や運用・調達の極端な不一致から急速な資金の流出に対応できなくなるリスク」を流動性リスクといいます。
- ・「事務面での事故や不正に係わるリスク」を事務リスクといい、「コンピューターシステムの障害や不正利用等により損失を被るリスク」をシステムリスクといいます。
- ・「貸出先の経営悪化で貸出した資金の元本回収ができない、ないしは利息収入が得られないなどのリスク」を信用リスクといいます。

■ コーポレート・ガバナンス体制



■ 内部管理体制



金融円滑化の取組み

金融円滑化に対する当行の方針について

当行は、かねてより地域に密着し、「中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」ことを経営理念に掲げ、地域の皆さまに親しまれ、信頼される銀行を目指して、「ハート・ツー・ハート」のリテール戦略で、お客さまのニーズに的確・迅速にお応えするビジネスモデルを展開して、地域の利用者の利便向上に向けて事業再生・金融円滑化に取り組んでまいりました。

また、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化」、「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」、「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」を柱に、「地域密着型金融推進計画」を策定し、地域密着型金融の一層の機能強化を図ってまいりました。

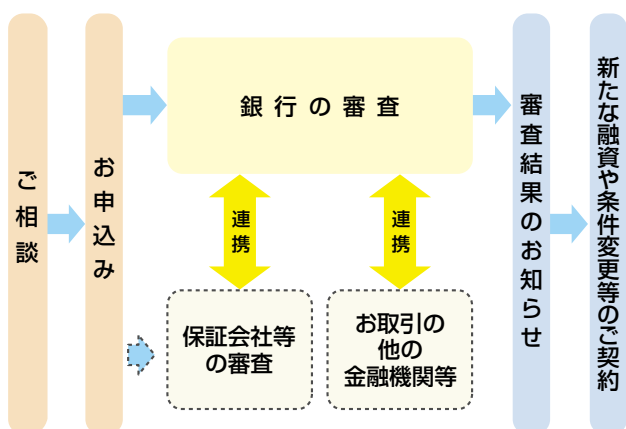
当行ではこれまで、上記のような対応を図ってきたところではありますが、現在の経済金融情勢や雇用環境におけるお客さまのお借入負担の状況を鑑み、地域の中小企業や個人事業主の皆さまおよび住宅ローンをご利用のお客さまを最大限サポートする体制を強化するため、以下のように方針および体制を整備し金融円滑化への取組みをさらに強化しております。

基本方針

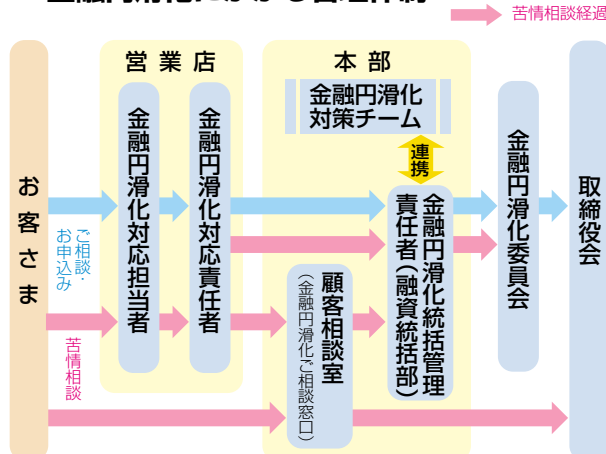
1. 中小企業や個人事業主のお客さまからの新たな融資の申込みや貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの事業の特性、状況、改善または再生の可能性を勘案しつつ、お客さまのご要望を真摯に受け適切かつ迅速な審査を実施してまいります。
2. 中小企業や個人事業主のお客さまの経営実態に応じた経営相談、経営指導を行ない、お客さまの経営改善に向けた取組みに対しては適切な支援に努めてまいります。
3. 中小企業や個人事業主のお客さまの経営実態や技術力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性等の事業価値を見極めるよう役職員の能力向上に努めてまいります。
4. 住宅ローンをご利用のお客さまからの貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、真摯にご要望を受けお客さまの実態や今後の見込み等の状況を踏まえ適切かつ迅速に審査を行なってまいります。
5. お客さまからの新たな融資の申込みや貸付条件の変更等の相談・申込みをお受けした場合は、ご相談をいただいた案件の進捗について適切な管理を行なってまいります。
6. お客さまからの貸付条件の変更等の申込みに際し、当行以外の金融機関等からもお借入れをされている場合は、お客さまの同意をいただいたうえで、その金融機関等と緊密な連携を図ってまいります。
7. お借入の内容、お借入れの条件等ご契約の内容については、お客さまの理解を得るために、適切かつ丁寧な説明を行なうよう努めてまいります。なお、新たな融資の申込みや貸付条件の変更等のご要望に沿えない場合は、これまでのお取引等をふまえ、その理由について可能な限り具体的に丁寧な説明を行なうよう努めてまいります。
8. お客さまからの新たな融資の申込みや貸付条件の変更等の相談・申込みにあたっての、お客さまからの苦情やご意見につきましても真摯かつ適切な対応を図るよう努めてまいります。

体制整備の概要

■ 新たな融資や条件変更等のお取扱い手順



■ 金融円滑化にかかる管理体制



※ご相談やお申込みは営業店の金融円滑化ご相談窓口および本店営業部の住宅ローン窓口でお受けします。

※ご相談やお申込みに関する苦情・ご相談は営業店の金融円滑化ご相談窓口または本部内の顧客相談室にお申し付けください。

組 織	名 称	責 任 者 (担当者)	役 割
本 部	金融円滑化委員会	頭 取 (役員・本部部長)	金融円滑化管理全般の統括
	金融円滑化対策チーム	融 資 統 括 部 長 (本部・営業店より メンバーを選抜)	金融円滑化管理態勢整備および状況の把握、改善策の検討
営業店	金融円滑化対応責任者	営 業 店 長	営業店の金融円滑化の状況把握、進捗管理
	金融円滑化対応担当者	融 資 役 席 な ど	お 申 込 みの 受 付 ・ 記 録

お取引店もしくは
顧客相談室

「金融円滑化苦情相談窓口」

フリーダイヤル 0120-198-500

(受付:月曜日から金曜日 午前9時～午後5時)
ただし、銀行休業日を除きます

貸付けの条件の変更等の実施状況について

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条および第5条に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況を、以下のとおり公表いたしました。

● 中小企業者のお客さま

(金額単位: 百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	175	2,785	652	9,095	961	12,490	1,233	15,575	1,506	19,662	1,809	24,056
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	60	1,495	197	4,773	307	6,485	404	8,169	496	10,420	587	12,534
うち、実行に係る貸付債権	16	335	108	3,351	217	5,065	313	6,829	388	8,700	481	11,030
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	9	125	38	515	49	605	56	620	61	639
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	44	1,160	77	1,229	44	763	26	403	34	758	22	481
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	3	67	8	140	16	331	18	340	23	383
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	115	1,290	455	4,322	654	6,004	829	7,406	1,010	9,241	1,222	11,521
うち、実行に係る貸付債権	17	243	242	2,423	447	4,407	611	5,776	753	7,247	933	9,237
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	14	164	73	582	92	669	110	755	133	889
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	10	148	55	457	71	529	83	587	104	718
うち、審査中の貸付債権	95	992	178	1,575	94	693	61	431	74	683	76	693
うち、取下げに係る貸付債権	3	54	21	158	40	320	65	528	73	556	80	701
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	24	590	90	2,472	146	3,349	187	3,698	228	4,443	270	5,576
うち、実行に係る貸付債権	5	115	55	1,912	111	2,699	157	3,397	193	4,029	237	5,145
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	1	8	11	212	13	218	17	229	18	235
うち、他の金融機関より法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	19	474	34	551	22	414	12	52	13	154	6	127
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	2	23	5	29	5	29	9	67

● 住宅資金お借入のお客さま

(金額単位: 百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	11	134	33	424	47	590	63	802	72	946	77	1,004
うち、実行に係る貸付債権	3	20	13	179	24	297	36	443	45	582	48	610
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	2	9	7	62	10	129	11	151	13	191
うち、審査中の貸付債権	8	114	15	190	8	105	8	96	3	42	3	33
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	3	45	8	124	9	132	13	168	13	168

※件数・金額は返済条件変更等のお申込み時点での債権件数および金額を記載しております。

※件数・金額は、法施行日からの累計を記載しております。

※「中小企業者」には事業を行う個人のお客さまを含みます。